

## 学校の決まりの見直しに関するロードマップ

### 【基本的な考え】

学校の決まりの見直しは、学校の教育環境や社会の変化に適應し、生徒の発達や権利を尊重するための重要なプロセスとする。見直しの過程においては、教育的価値や生徒の権利を重視した方針に基づき、必要に応じて再評価と改善を進めることとする。

#### ①生徒へのアンケート（6月）

全校生徒を対象に「望ましい服装」「生徒心得」で見直しをしたい部分について、アンケート調査を実施する。

#### ②生徒アンケートの集計（7月）

生徒の意見を集約し、生徒指導委員会において修正案の検討を行う。

#### ③生徒会本部役員による確認と修正（8月）

生徒会本部役員が修正案を確認し、必要があれば修正や追加を行う。

#### ④生徒指導委員会による確認（8月末）

生徒会本部役員の意見をもとに、修正や追加があった箇所を確認する。

#### ⑤代議委員会による検討（9月上旬）

学級を代表する代議委員会において修正案を確認し、多様な視点から意見を交換する。見直しの必要があれば意見を集約する。

#### ⑥運営委員会による確認（9月中旬）

生徒からの修正案を運営委員会で確認する。

#### ⑦職員会議による決定（9月）

全職員に修正案を提示し、生徒の意見を踏まえた上で、最終的な学校の決まりとして決定する。

#### ⑧生徒への周知（10月）

生徒会本部役員より、学校の決まりの見直しについて全校生徒に説明する。

#### ⑨評価と改善

学校の決まりの修正が実施された後も、必要に応じて再評価を行い、改善を進める。

# 望ましい服装

～中学生らしい品位を保とう～

## (改定案)

**社会的な礼儀やマナーを学び、自分や他者への責任を持つことを通して、自己指導能力を育成しましょう。**

		男子	女子
登下校時の服装	春・秋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生服（上着）</li> <li>・学生ズボン（ノータック） ※通学服組合販売品または準ずる業者販売品</li> <li>・Yシャツ（白） （開襟シャツやボタンダウンは不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーラー服</li> <li>・スカート または スラックス ※通学服組合販売品または準ずる業者販売品</li> <li>・ボータイを必ず付ける。</li> <li>・セーラー服の下はTシャツを着る。</li> </ul>
	夏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Yシャツ（白） （開襟シャツやボタンダウンは不可）</li> <li>・学生ズボン（ノータック） ※通学服組合販売品または準ずる業者販売品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏用セーラー服</li> <li>・スカート または スラックス ※通学服組合販売品または準ずる業者販売品</li> <li>・リボンを必ず付ける。</li> <li>・セーラー服の下はTシャツを着る。</li> </ul>
	冬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として冬季は体育着登下校（学校指定のウインドブレーカーを着用）とする。 <b>（儀式のある日は通学服）</b></li> </ul> <hr/> <p>&lt;通学服着用時の注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーター、トレーナーは、通学服の下に着る。 （袖、裾が下から出ないようにする）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として冬季は体育着登下校（学校指定のウインドブレーカーを着用）とする。 <b>（儀式のある日は通学服）</b></li> </ul> <hr/> <p>&lt;通学服着用時の注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーター、トレーナーは、セーラー服の下に着る。（袖、裾が下から出ないようにする）</li> <li>・寒い場合、無地のタイツまたはストッキングの着用は可とする。</li> </ul>
体育着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指定の体育着を着用する。</li> <li>・Tシャツについても学校指定のものを着用し、必ず記名をする。 ※通学服や体育着の下に着るTシャツは、<b>白の無地、丸首であれば可</b>とする。</li> <li>・セーター、トレーナーは、体育着の下に着る。</li> </ul>		
靴下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・靴下の色は、白・黒・紺とする。</li> </ul>		
頭髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭髪は、学習や運動の妨げにならないようにする。</li> <li>・社会で好ましく受け入れられる頭髪を心がける。</li> </ul>		
その他	靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白色の運動靴を原則とする。 ※陸上競技に適し、高価にならないもの。</li> <li>※名前をフルネームで書くこと。</li> <li>・雨や雪などの気象条件によって、適切な靴の着用を認める。</li> </ul>	
	上履き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指定のもので、かかとに名前をフルネームで書くこと。</li> </ul>	
	カバン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指定とする。</li> <li>※荷物が多い場合、補助バッグの使用を認める。</li> </ul>	
	名札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内で通学服着用時は、プラスチック製のネームプレートを付ける。</li> </ul>	

**お互いが気持ちよく学校生活を送れるように、気を配ることを基本とする。**

学 校 内 で 気 を つ け る こ と	登 下 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登下校時は、正門から出入りする（徒歩・自転車）。</li> <li>ただし、保護者の車で登下校する場合は、体育館側入口から出入りする。</li> <li>※延長部活動の車の送迎は、体育館側入口から入り、正門から出る。</li> <li>○冬季の自転車通学は、雪の降った日から禁止とする。</li> </ul>
	服 装 全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○6月1日から夏服、10月1日から冬服とするが、前後1週間に関しては移行期間とする。ただし、夏服については5月の連休明けから暑ければ着用してもよい。</li> <li>○休日や長期休業中に登校する場合は、通学服か体育着とする。中体連等の大会の応援もこれに準ずる。 <b>※卒業式後の3年生も同じとする。</b></li> <li>○休日の部活動は、部で購入したウエアを着て登下校して良い。</li> <li>○通学服登下校の期間は、午前中は通学服、体育着のどちらで過ごしてもよい。（体育の授業は着替える。）ただし、外部講師を招いての学校集会の服装は通学服とする。給食後は、体育着に着替えて過ごす。</li> <li>○体育着の下に着るTシャツは、白・無地・丸首であれば学校指定のものでなくても可とする。体育着を脱ぐ場合は、学校指定のものとする。</li> <li>○男子通学服の上着については、部活動終了後の下校時のみ、上着を脱いでYシャツで下校してもよい。その際、<b>だらしない服装にならないよう</b>留意する。</li> </ul>
	服 装 冬 季	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬季の体育着(ウインドブレーカー)登下校期間は、沼田市音楽発表会終了後から（開始日は後日連絡）3月末までとする。ウインドブレーカーの上は登校後に脱ぐこととし（体育の授業は可）、下は履いて授業を受けてもよい。ストーブ、エアコンを使用してもなお寒い場合は上着を着用してもよい。</li> <li>○ソックスの色は、白・黒・紺でも可だが、<b>公式行事・対外的な行事のときは白を着用</b>する。また、通学服着用時に寒い場合は無地のタイツまたはストッキングの着用は可とする。</li> <li>○冬季における機能性下着を着る場合は、Tシャツの下に着るようにし、外から見えないようにする。</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員室に入室するときは、<b>ウインドブレーカーの上は脱ぐ</b>。カバンは持ち込まない。</li> </ul>
学 校 外 で 気 を 付 け る こ と	外 出 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行き先・用件・帰宅時間等を保護者に告げ、許可を受けて外出する。</li> <li>○友人宅への友達同士での外泊は禁止する。</li> <li>○夜10時以降の外出はしない。夜10時以降の外出は警察による補導の対象となります。また、保護者同伴でも保護者が罰則の対象となる場合があります。</li> </ul>
	禁 止 行 為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○打ち上げ会等で、<b>生徒だけで集まることは禁止</b>とする。</li> <li>○万引き・喫煙・薬物・無免許運転・夜遊びなどは絶対にしない。</li> <li>○友達とのお金や物の貸し借り、物等の売買は禁止する。</li> </ul>